

勝山市公告第7号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定に基づき、下記のとおり差押財産を公売します。

令和7年8月18日

勝山市長 水上 実喜夫
(勝 山 市)

記

1 公売財産

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 名称、性質、所在、地上権等の内容、その他 | 別紙のとおり |
| (2) 数量 | 1 |
| (3) 公売保証金 | 80,000 円 |
| (4) 見積価格 | 788,000 円 |

2 公売の方法及び日時

- | | | |
|-------------|-----------|-------------------|
| (1) 入札、せり売り | 令和7年8月29日 | 午前11時00分～午前11時30分 |
| (2) 開札 | 令和7年8月29日 | 午前11時30分 |

3 公売の場所 勝山市役所3階 第2会議室

4 売却決定日時 令和7年9月5日 午前11時00分

5 売却決定場所 勝山市役所 1 階 市民課

6 代金納付期限 令和 7 年 9 月 5 日 午後 1 時 00 分

7 買受人についての資格その他の要件

- (1) 国税徴収法第 92 条及び第 108 条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がありません。
- (2) 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合は、次の書類を提出した者
 - ・買受適格証明書(提出がない場合は、入札に参加できません。)

8 その他

- (1) この公売公告に違反した者又は国税徴収法第 92 条に規定する者及び同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- (2) 公売保証金及び買受代金の納付は、現金(手形交換参加地域内の銀行が振り出した小切手を含む。)に限ります。
- (3) 公売保証金の納付を要する公売財産については、その納付後でなければ入札できません。
- (4) 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。また、入札価格を訂正したものは無効の取扱いとなります。

公売公告 別紙

そ の 他 の 公 売 条 件	
入札に関する事項	1 入札書は、市民課納税・収納係において所定の用紙を使用します。 2 代理人により入札する場合は、入札する前に代理権限を証する委任状を提出していただきます。 なお、代理人により入札する場合は、入札書に入札者住所及び氏名並びに代理人住所及び代理人氏名を併記していただきます。 3 入札書は、売却区分ごとに別紙とし、次の事項が記載されていることを要します。 入札の日付、入札者住所、氏名(代理人による場合は上記2の事項に留意のこと。)、公売公告番号、売却区分、買受財産の名称その他、数量、入札価額。 なお、入札書用紙に記載されている「注意事項」に留意してください。 4 課税財産の場合には、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する金額をもって売却決定しますので、入札書の「入札価額」欄の記載に当たっては、注意してください。 (参考)「課税財産」とは、消費税法(昭和63年法律第108号。以下「消費税法」という。)別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは、消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産をいいます。 5 混在財産(課税財産と非課税財産とが混在している財産)の入札に当たっては入札書の「入札価額」欄には、それぞれ区分することなく一括した金額で記載してください。 なお、この場合入札価額をもって売却決定をします。
最高価申込者の決定及び売却決定に関する事項	1 最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行います。 なお、公売財産が課税財産である場合には、売却決定は入札書の「入札価額」欄に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額により行います。 (注)入札価額の5パーセントに相当する金額に1円未満の端数がある場合にはその端数金額は切り捨てます。 2 登記地目変更は、現況証明書をお渡ししますので所有者にさせていただきます。

執行機関名 勝山市

売却区分 1

公 売 財 産 明 細	
公売財産 の概要	1 対象不動産の位置 えちぜん鉄道勝山駅から北東方へ道路距離で≒1,900m に位置する宅地 2 街路条件 幅員約 22m の国道(157 号線)が標準で、幅員及び系統・連続性は優る。 3 環境条件 自然的条件：地勢は北方へ上り緩傾斜しており、道路面と等高。東側背後は、大師山の山裾に位置する。 供給処理施設：上水道・下水道 危険・嫌悪施設、自然的災害・公害：土砂災害警戒区域
法的規制 利用状況等	主な公法上の規制等 用途地域：第 1 種住居地域 指定建ぺい率：60% 指定容積率：200%
公売条件 その他	1 面積は公簿表示による。 2 隣接地との境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行うこと。

財産目録

不動産の表示

土地の表示

不動産番号	2102000231226
所 在	勝山市昭和町三丁目
地 番	234 番 1
地 目	田
地 積	68.00 平方メートル